○厚生労働省告示第二百四十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第三条第一項の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画

第１　総則

１　計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第２条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、同条第２項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めるものである。

２　計画期間

計画期間は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までとする。

３　計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第２　平成26年度における職業訓練をめぐる状況

平成26年度の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの着実に改善が進んでいる状況であった。

新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成26年12月末現在で2,115,081人であった。

そうした中、平成26年度の職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成26年12月末現在で112,829人であり、求職者支援訓練については、同月末現在で42,478人であった。

また、平成26年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が81.0パーセント、委託訓練が72.3パーセント、求職者支援訓練の基礎コースが82.1パーセント、実践コースが82.2パーセントであった。

注１　施設内訓練は平成26年９月末までの、委託訓練は同年８月末までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは同月末までの訓練修了者等の訓練修了後３か月の就職率である。

注２　求職者支援訓練については、平成26年４月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いているが、実績の確定に時間を要するため、同年３月以前に開講した職業訓練コースの目標設定に用いていた就職率を参考に記載することとしている。

第３　平成27年度における職業訓練の実施計画

雇用失業情勢は着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くと想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、引き続き、東日本大震災に伴い離職した者等の再就職を支援するため、震災対策特別訓練コースの設定等、被災地や被災した者の受入先等における公的な職業訓練を機動的に実施することとする。

１　公共職業訓練（離職者訓練）

⑴　実施規模及び分野並びに就職率に係る目標

平成27年度の公共職業訓練（離職者訓練）については、訓練定員数（約155,000人）を確保しており、これまでの実施分野及び規模を基準としつつ、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む。）及び都道府県は、都道府県労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。

公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を引き続き実施する。

委託訓練については、都道府県において、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込まれる医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等の職業訓練コースを充実させ、また、長期の職業訓練コースの実施に努める。

また、就職率は、施設内訓練で80パーセント、委託訓練で70パーセントを目指す。

⑵　訓練修了者等に対する就職支援等の充実

公共職業訓練（離職者訓練）の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

また、訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供等、就職支援を充実する。

さらに、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

２　求職者支援訓練

⑴　実施規模及び分野並びに就職率に係る目標

平成27年度においては、非正規雇用労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、54,000人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模83,080人を上限とする。

訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の70パーセント）。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ　基礎コース　訓練認定規模の30パーセント

ロ　実践コース　訓練認定規模の70パーセント

実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の３分野の割合は、地域の実情に応じて次の目安に沿って設定するものとする。

(i)　３分野合計の目安として、実践コース全体の訓練認定規模の45パーセント

(ii)　実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の目安として、介護系20パーセント、医療事務系５パーセント及び情報系５パーセント

また、実践コースのうち、その他の成長分野、人材不足分野（農業、環境、観光、建設等）等については、実践コース全体の訓練認定規模の55パーセントを目安とする。

より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を平成27年度から全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の10パーセント以内で設定することとする。